

# 二以上の事業者による産業廃棄物 の一体的処理の特例について

令和3年4月1日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

## 目次

### 〇二以上の事業者による産業廃棄物の一体的処理の特例について

#### 1 産業廃棄物の一体的処理の特例制度

- (1) 一体的処理の特例認定制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 従来の許可との違いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- (3) 認定の申請と種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- (4) 認定の有効期間と失効・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

#### 2 認定の要件

- (1) 認定を受けるには・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- (2) 認定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- (3) 欠格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

#### 3 認定の申請手続について

- (1) 認定申請書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- (2) 申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- (3) 申請手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- (4) 認定の処理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- (5) 認定証の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- (6) 変更認定の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

#### 4 認定証の見方について

- (1) 認定番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- (2) 認定年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- (3) 認定に係る処理の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

#### 5 認定後の届出等について

- (1) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- (2) 収集運搬車両の表示・書類の備え付け等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- (3) 欠格要件該当の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- (4) 報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 【参考】認定証のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

## 1 産業廃棄物の一体的処理の特例制度

### (1) 一体的処理の特例認定制度とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正に伴い、いわゆる親子会社の関係ある二以上の事業者が、それらが排出した産業廃棄物について、収集・運搬又は処分（再生利用を含む）を一体として実施しようとする場合、その処理が基準に適合すると認定を受けた場合には、当該親子会社は産業廃棄物処理業の許可を受けず、相互一体的に産業廃棄物の処理が出来ることとなりました。

#### 【参考】産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物で、以下の20種類及び輸入廃棄物

#### (1) あらゆる事業活動に伴うもの（12種類）

- ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩鋳さい、⑪がれき類、⑫ばいじん

#### (2) 特定の事業活動に伴うもの（7種類）（詳細は別表参照）

- ⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体

※事業活動に伴う廃棄物であっても、上記の7種類については、上記の特定の業種から排出されるものでなければ一般廃棄物（事業系一般廃棄物）に分類されます。

#### (3) ⑳(1)又は(2)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（政令第13号廃棄物）

#### 特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの

- ① 廃油（揮発油類、灯油類及び経由類に限る）
- ② 廃酸（pH2.0 以下のものに限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上のものに限る）
- ③ 感染性産業廃棄物 ④ 廃石綿等 ⑤ 廃水銀等 ⑥ 廃PCB等 ⑦ PCB汚染物
- ⑧ PCB処理物
- ⑨ 特定有害産業廃棄物（※）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじん

※ 特定の排出源から排出され、所定の有害物質を基準値以上含むものに限る。

参考リンク 環境省ホームページ「特別管理廃棄物制度の概要」

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/)

別表

種類	事業活動の内容
紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。
木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。 ※パレットについては、排出業種の限定はありません。
繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る。
動物の死体	畜産農業に係るものに限る。

(2) 従来の特可との違いについて

従来、産業廃棄物処理業を行うには、業の種類ごとに、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければなりませんでした。が、一体的処理の特例認定を受けることで、認定を受けた事業者間で完結する産業廃棄物の処理については、許可を経ずに行うことが出来るようになります。

【例】

- ・親会社（東京）が排出した産業廃棄物を子会社（茨城）へ運搬し、子会社が処分する際、親会社は茨城の産業廃棄物収集運搬業の許可が不要
- ・その他、子会社が排出した産業廃棄物を親会社が運搬・処分 など

- ・認定を受けたグループは、当該産業廃棄物の処理責任及び排出事業者責任を共有することとなります。
- ・認定の範囲は親子会社間に限られ、孫会社までの認定を受けることはできません。

※子会社と孫会社が認定を受けることは可能です。

【例】

- ・親会社A、子会社B、孫会社Cがいる場合において、A－Bの間及びB－Cの間では特例認定を受けることができるが、A－C間での認定は受けられない。

また、認定グループ外の事業者から産業廃棄物の処理委託を受ける際には、認定の範囲外となるため、業務内容に応じた産業廃棄物処理業の許可が必要となります。

収集運搬又は処分のいずれも行わない（保管のみ行うなど）場合は、認定の対象には含まれません。

### （３） 認定の申請と種類

産業廃棄物処理の特例認定を得るには、当該処理に係る区域を管轄する都道府県知事等から認定を受ける必要があります。

区域が二以上の都道府県等にまたがる場合には、それぞれの自治体で認定を受ける必要があります。ただし、積み卸しを行う区域を管轄する都道府県知事等から認定を受ければよく、途中通過する都道府県知事等の認定を受ける必要はありません。

【例】

親会社（排出者）が東京都に存在し、千葉県を通過して茨城県内の子会社（処分施設）へ運搬する場合、東京都と茨城県の認定が必要となります。

（積み卸しを伴わない千葉県から認定を受けることは不要です。）

認定の申請には、次の２種類があります。

- ①新規認定申請…新たに産業廃棄物処理の特例認定を受けようとするための申請
- ②変更認定申請…既に特例認定を受けている者が、当該認定に係る事項の変更が生じた場合に行う申請  
例）議決権保有割合に関する事項の変更や一体的処理の実施体制の変更のほか、認定を受けた取り扱う産業廃棄物の種類、並びに処理の範囲の変更が生じた場合等

※ なお、認定の申請手続きについては、11ページ以降をご確認ください。

### （４） 認定の有効期限と失効

処理業許可と異なり、当該認定について有効期限はありません。

ただし、認定を受けたものが、その要件を満たさなくなった場合には、認定の取消が行われます。

## 2 認定の要件

### (1) 認定を受けるには

親子会社の認定申請は、当該申請において認定を受けるグループの法人が認定の基準を満たした場合に認定を受けることができます。

申請に際しては、認定の要件に合致しているか否かを審査するため、必要な書類を提出願います。

なお、添付書類の詳細は、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課のホームページのご案内をご覧ください。[\(申請・届出様式ダウンロードサービス\)](#)

[\(PCB廃棄物を扱う場合\)](#)

### (2) 認定の基準

認定の基準には、1 一体的な経営の基準 2 廃棄物の処理を行う事業者の基準があります。

#### 1 一体的な経営の基準

一方の事業者が他方の事業者に対して、次のいずれかに該当する事が必要です。

- ① 他方の事業者の発行済株式、または出資口数の総数、出資価額の総額を保有していること
- ② 次のすべてを満たしていること
  - ・他方の事業者の発行済株式、出資口数、または出資価額の3分の2以上を保有していること
  - ・他方の事業者に対して業務を執行する役員を外向させていること
  - ・かつて同一の事業者であり、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと

#### 2 廃棄物の処理を行う事業者の基準

認定者の能力に係る基準を満たしていること

- ① 認定グループ内に係る産業廃棄物の処理及び統括管理体制について計画を有しており、かつその計画においてその事業内容等が明確に位置づけられていること
  - ・処理を担う者の役割、責任の範囲が計画内に明確に定められていること
- ② 当該申請に係る産業廃棄物以外の廃棄物の処理を行う場合には、それらを区分して処理するために必要な措置を講ずることが出来る者であること
  - ・認定グループ外の産業廃棄物の処理を行う場合には、別途産業廃棄物処理業の許可が必要です。
- ③ 産業廃棄物の処理を、認定グループ外の事業者へ委託する場合には、認定者が共同して委託を行うとともに、管理票（マニフェスト）の交付を行う者であること
  - ・産業廃棄物の処理を認定グループ外の事業者へ委託する場合には、認定者は連名で委託を行うこととなります。よって、排出事業者責任や委託基準違反、マニフェストの虚偽記載等が発生した際の罰則等の責任についても共有されます。

- ④ 認定を受けるグループ内において、当該産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を行なう者が、その処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・認定グループ内において産業廃棄物の処理を行う事業者の監査役を除いた取締役以上の役員、又は政令で定める使用人が、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講し、修了証を受けていることで知識及び技能の有無を確認します。
  - ・収集運搬又は処分を行う事業者はそれぞれの処理内容に応じた区分の修了証が必要となります。
  - ・申請の時点で当該修了証が有効期間内のものであること。
  - ・修了証の有効期間については下記のとおりです。また、講習会の日程等は、一般社団法人茨城県産業資源循環協会（029-301-7100）にお問い合わせください。
  - ・なお、委員設置会社における監査委員は、実務上従来の監査役を兼ねる性質上、修了証の取得対象者から除かせていただきます。

講習会の区分	有効期限	備考
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規過程）	5年	有効期限は収集・運搬、処分過程とも同じ
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新過程）	2年	同上
特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規過程）	5年	同上
特別産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規過程）	2年	同上

- ⑤ 認定を受けるグループ内において、当該産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を行う者が、その処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類等により審査を行います。
  - ・経理的基礎の審査対象は、認定グループ内において実際に産業廃棄物の処理を行う法人となります。
  - ・直前の決算期で債務超過となっている場合や納税に未納額がある場合等は、経理的基礎の審査のため担当者へのヒアリングのほか、別途書類を求める場合があります。（※）
- ※ 詳細については、茨城県生活環境部廃棄物規制課のホームページをご確認ください。

- ⑥ 認定を受ける者がいずれも欠格要件に該当しないこと
- ⑦ 認定を受ける者がいずれも不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと
  - ・欠格要件及び不利益処分の詳細については9ページをご確認ください。
- ⑧ 次に掲げる基準に適合する施設を有すること

<収集運搬に係る施設>

- ・産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車両、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

⇒産業廃棄物の種類に応じた運搬施設の例

- ・泥状・液状であり、流出のおそれのある廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等）や、悪臭のおそれのある廃棄物（汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等）については、流出・悪臭の防止に適した施設（運搬車両（清掃車、荷台にパッキンの付いた水密仕様のダンプ車等）や容器（蓋付きのドラム缶等））を有していること。
- ・特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリについては、その性状に応じ、運搬容器に腐食防止のための措置が講じられていること。
- ・感染性産業廃棄物を運搬する場合には、保冷車その他の運搬施設を有すること。
- ・石綿含有産業廃棄物や廃石綿等、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の収集運搬については、他の物と混合するおそれのないように区分すること。また、それらを破砕するおそれのある車両（塵芥車等）を用いないこと。
- ・自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものに限る。」と記載されたダンプ車については、鉤さい及びがれき類の運搬を行わないこと。また、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては、過積載となるものの運搬を行わないこと。
- ・運搬容器の使用や運搬車両の荷台にシート掛けをする等により、産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置が講じられていること。
- ・運搬車両又は運搬船は、申請者が所有権又は継続的な使用権限を有することが自動車検査証・船舶国籍証書及び船舶検査証明書の写し、賃貸借又は使用貸借契約書等により確認できること。
- ・運搬車両又は運搬船は、自動車検査証・船舶国籍証書及び船舶検査証明書の写し等により、適切な検査を受けていることが確認できること。
- ・不正に改造された運搬車両又は運搬船でないこと。
- ・他の処理業者が使用する運搬車両又は運搬船でないこと。
- ・廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物については、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- ・事業場内が清潔に保たれ、廃棄物等が散乱又は野積みされていないこと
- ・駐車場については、運搬車両、運搬容器等を駐車、保管するのに十分な敷地があること。また、申請者が所有権又は継続的な使用権限を有することを不動産登記事項証明書、賃貸借又は使用貸

借契約書等により確認できるものであること。

- 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように必要な措置を講じた施設であるほか、適切な維持管理がされていること。
- 都道府県知事等が設置を許可した積替保管施設を有していること。
- 当該積替保管施設が使用前検査を受検し、適当と認められた施設であること。
- 特別管理産業廃棄物については、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

#### <処分に係る施設>

- 取り扱う産業廃棄物の処分に適した処理施設であって、必要な附帯設備を有すること。
- 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができること
- 茨城県県民生活環境部廃棄物規制課が設置を許可した処理施設を有していること。
- 産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可（同法第15条の2の6第1項の許可を受けた場合には、同項の許可）を受けた者であること。
- 当該処理施設が使用前検査を受検し、適当と認められた施設であること。
- 保管施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置が講じられていること。また、特別管理産業廃棄物については、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。
- 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- 特別管理産業廃棄物の埋立処分を業として行う場合には、当該最終処分場の周縁の地下水（埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。
- 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を行う場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理に当たり必要な性状の分析を行う者が、十分な知識及び技能を有すること。
- PCB廃棄物の処理を行う場合には、その業務に直接従事する者が①廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に関し特に注意すべき事項、②廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に応じた取扱い、③事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置、緊急時における連絡の方法、について十分な知識及び技能を有すること。

### (3) 欠格要件

欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業を遂行することが期待できない者を類型化して排除することを趣旨としている。

申請者が欠格要件に該当した場合、当該認定申請は不許可処分となる。また、既に認定された事業者（親会社、子会社を問わない）が欠格要件に該当した場合、当該認定は取消処分となる。

欠格要件は、当該法人とその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

（※）又は政令で定める使用人等が審査対象となります。

※ 例えば、法人の発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主は、取締役等と同等以上の支配力を有する蓋然性が高いと考えられます。

欠格要件の内容については以下のとおりです。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者※(1)

エ 廃棄物処理法、その他環境保全法令※(2)に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）、暴力行為等処罰ニ関するスル法律の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 廃棄物処理法の所定の規定（重大な廃棄物処理法違反、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反、不正又は不誠実な行為をするおそれがある等）又は浄化槽法の所定の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

カ 廃棄物処理法又は浄化槽法の許可の取消しの処分に係る聴聞の通知があった日から、その処分を決定するまでの間に事業の全部廃止の届出書を提出し、当該届出の日から5年を経過しない者

キ 廃棄物処理業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者※(3)

ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ケ 暴力団員がその事業活動を支配する者

※(1) 執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者には以下のような場合も該当します。

- ・ 刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦によりその執行の免除を受けてから5年を経過しない者
- ・ 執行猶予の言渡しを受け、その満了を迎えていない者
- ・ 執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過した場合イには該当しないが、『不正又は不誠実な行為をするおそれがある』ということでキに該当すると判断される可能性があります。

※(2) その他環境保全法令には以下の法律が該当します。

- ・ 浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※(3) 廃棄物処理業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者には、以下のような場合が該当します。

- ・生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
- ・産業廃棄物処理業務に関連し、他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者
- ・自己、自社若しくは第三者への不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者
- ・暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど間接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に関与している者

### 3 認定の申請手続きについて

申請から認定に至るまでの手続きは、次のとおりです。

#### (1) 認定申請書の作成

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課のホームページでダウンロードすることができます。

[\(申請・届出様式ダウンロードサービス\)](#)

#### (2) 申請

##### ① 申請予約

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課（029-301-3033）あてに連絡をして、申請の予約及び審査日時を決定してください（コロナ感染症感染拡大防止の観点から、郵送での申請をお願いする可能性もございます。）。

申請の時期によっては、予約が混み合っている場合がございますので、予めご了承願います。

##### ② 審査及び提出先

予約をした日時に茨城県庁内廃棄物規制課において、申請書類を審査担当者に提出し、対面による審査を受けていただきます。

審査の際に補正書類が生じた場合の提出先についても、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課となります。

##### ③ 提出部数

4部（正本1部＋副本3部）

※ 担当者がお預かりするのは正本1部、副本2部です。副本1部は受付印を押して返戻します。

#### (3) 申請手数料

申請書類が受付可能な基準を満たしている場合には、受付の際に申請手数料が発生します。

※申請の区分により手数料が異なりますのでご注意ください。

① 申請の区分と手数料

区 分	手 数 料
新規申請	<u>147, 000円</u>
変更申請	<u>134, 000円</u>

② 納入方法

茨城県収入証紙を購入して申請書に添付することで納付をお願いします。

- ・茨城県庁舎内で購入が可能ですので、当日は申請手数料分の現金を持参願います。
- ・手数料は書類審査を経ての納付となりますので、事前の貼付はご遠慮ください。
  - ※ 収入印紙ではありませんので、お間違えの無いようご注意ください。
  - ※ 郵送での申請の場合は、この限りではありません。

(4) 認定の処理期間

審査のうえ要件を満たした場合は認定となります。

審査に要する本県の標準的な処理期間は約90日間（土日祝日、年末年始を除く。）です。

なお、この期間は適正な申請を前提にしており、形式上の不備等の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等を求めているから、申請者がその求めに回答するまでの期間は含みません。

(5) 認定証の交付

本県から申請者又は代理人宛て直接郵送いたします（封筒及び送料は本県でご用意いたします。）。

なお、普通郵便による送付となりますので、簡易書留や速達等の特別な送付をご希望の場合には、必要な料金分の切手を貼付した送付用の封筒を持参願います。

(6) 変更認定の申請

- ・認定を受けた者が当該認定に係る事項を変更しようとする場合には、各事業者は共同して、その区域を管轄する都道府県自治等に申請し、変更の認定を受ける必要があります。
  - ※ 変更認定には手数料が発生します。届出ではありませんので、ご注意ください。
- ・変更認定の申請予約・受付から認定までの流れについては、新規申請に準じます。

【変更申請が必要な事項】

- ・議決権保有割合に関する事項に係る変更（一体的経営の基準を満たさなくなる場合のみ）
- ・一体的処理の実施体制に関する事項
- ・役員の派遣状況に係る事項（一体的経営の基準を満たさなくなる場合のみ）
- ・認定に係る産業廃棄物の処理品目、処理の範囲又は処理区域の変更

## 4 認定証の見方について

※実際の認定証のイメージについては、16ページ以降をご確認ください。

### (1) 認定番号

- ①都道府県及び政令市の固有番号（1～3番目）
- ②特例認定を受けたものである事を示す記号（S）
- ③都道府県及び政令市の自由番号（5～8番目）から構成されています。

茨城県の認定証の場合、①の番号は「008」を表示しています。

なお、認定番号は各自治体により異なるため、自治体をまたいで認定を受けた事業者は、事業の用に供する車両・船舶に認定を受けた各自治体全ての番号を表示する必要があります。

### (2) 認定年月日

認定証には、茨城県知事により認定を受けた年月日が記載されます。

- ・認定の年月日は、申請日ではなく本県が実際に認定を行った日が記載されます。
- ・認定の内容に変更があった場合には、改めて認定を受けた日が記載されます。

### (3) 認定にかかる処理の範囲

- ・処理の範囲には、認定を受けた産業廃棄物の処理の内容が記載されます。事業の範囲の記載については、以下のとおりです。

#### 【収集運搬】

処理可能品目（取り扱うことができる産業廃棄物の種類）について記載されています。

産業廃棄物の内容に限定がある場合には※と（ ）書きの数字で記載されます。限定の種類については以下の品目のとおりです。

- (1) 自動車等破砕物「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」が該当
- (2) 石綿含有産業廃棄物…「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」が該当
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物…「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」が該当
- (4) 水銀含有ばいじん等…「燃え殻」「汚泥」「廃酸」「廃アルカリ」「鉱さい」「ばいじん」が該当

#### 【処分】

中間処分あるいは最終処分（埋立処分）の別及び処分の方法

- ・産業廃棄物の中間処分又は最終処分の別、及び産業廃棄物の処分方法について記載されています（破砕、切断、焼却、埋立てなど）。
- ・各処分の事業の用に供する施設については、認定証に施設の種類ごとの内容が記載されます。  
例) 破砕：がれき類の処分について、A及びBの2台の破砕機を用いている場合には、それぞれの破砕施設の概要が認定証に記載されます。

処理可能品目

- ・収集運搬と同様に産業廃棄物の内容に限定がある場合には、（ ）書きで記載されます。

有害物質の内容（特別管理産業廃棄物を取り扱う場合）

- ・有害物質を含む特別管理産業廃棄物を認定の範囲に含む場合には、認定証内の別表にて表示します。

## 5 変更認定及び認定後の各種届出等について

### (1) 特例認定の軽微変更・廃止の届出

産業廃棄物処理の特例認定を受けた者は、変更認定を要しない軽微な変更をしたとき、又は事業の全部または一部を廃止したときは、当該変更または廃止の日から10日以内（※）に都道府県知事等にその旨を届け出る必要があります。

・認定証に記載された「処理の範囲」を拡大する変更は、事業範囲の変更を申請し、再度認定を受ける必要があります（(1)を参照）。届出では変更できませんのでご注意ください。

・軽微変更・廃止届出は事後報告です。届出前に住所変更や追加車輛の使用をされても問題ありません。ただし、届出期限の定めがあるため、届出書は届出事項の変更の都度提出してください。

※変更内容が登記事項証明書を添付する場合には変更又は廃止の日から30日以内の提出となります。

#### ① 届出書の入手方法

廃止・軽微変更届出の様式、記載例及び添付書類のご案内については、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課のホームページでダウンロードすることができます。

[\(申請・届出様式ダウンロードサービス\)](#)

#### 【軽微変更の届出事項】

- ・事業の全部廃止、一部廃止（認定処理品目の一部削除、処分方法の一部廃止、認定の廃止など）
- ・認定を受けた者の名称、代表者又は住所の変更
- ・役員、株主・出資者（発行済株式総数あるいは出資の額の100分の5以上の者）、政令で定める使用人、法定代理人の変更（一体的経営の基準に関わらない変更の場合）
- ・事務所及び事業場、処理施設の変更
- ・運搬車両、運搬船、車庫、積替保管施設（所在地、面積、保管上限）の変更
  - ※ 運搬容器の変更は届出の対象外です
- ・処理施設の変更（例）破砕機の追加・入れ替え・廃止など
  - ※ 処理施設の設置許可が省略できるわけではありませんので、ご注意ください。
- ・保管場所（所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限、保管の高さ）の変更
  - ※ 認定に係る産業廃棄物の保管については、事業場外保管の届出は不要です。
- ・特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の変更（特別管理産業廃棄物の処分を行う場合）

#### ③ 提出の方法

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室へ郵送又は持参してください。

（郵送先住所：〒310-855 茨城県水戸市笠原町978番6）

提出部数は原本一部ですが、届出者控えが必要な場合には副本一部をご用意ください。受付印を押印したうえで返戻いたします。

#### ④ 手数料について

手数料は発生しません。ただし、認定証の書換えを伴う軽微変更（住所、氏名・名称、代表者氏名、処理施設の変更、一部廃止）の場合、郵送による届出で副本が必要な場合には、書換え後の認定証と併せて副本を後日郵送いたしますので、必要な料金分の切手を貼付した送付用の封筒をご用意ください。

### （２） 収集運搬車両の表示・書類の備え付け等

認定を受けた者は、その認定番号を自らの収集運搬車両に表示させる必要があるとともに、発行された認定証の写しを備え付ける必要があります。

- ・複数の自治体から認定を受けた場合は、その全ての認定番号及び認定証を記載及び備え付けておく必要がありますので、ご注意ください。
- ・船舶についても、同様の表示・書類の備え付けの義務があります。

### （３） 欠格要件該当の届出

産業廃棄物処理の特例認定を受けた者が欠格要件（不正又は不誠実な行為をするおそれがある者、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を除く）に該当した場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出する必要があります。

欠格要件については、9ページをご確認ください。

欠格要件該当届出の記載事項

- ① 認定を受けた事業者全ての名称及び代表者氏名
- ② 特例処理の認定年月日及び認定番号
- ③ 該当した欠格要件を規定する廃棄物処理法の条文、及び欠格要件の具体的事由
- ④ 欠格要件に該当するに至った年月日\_\_

### （４） 報告書の提出

認定を受けた事業者は、前年度（3月31日まで）の当該認定に係る産業廃棄物の処理についての報告書を、毎年6月30日までに認定を受けた各都道府県知事等に提出する必要があります。

- ・報告書の様式につきましては、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課のホームページでご確認ください。

認定証のイメージ

様式第五号の六（第八条の三十八の九関係）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証	
令和 年 月 日	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
氏名	〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
氏名	〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
廃棄物の処理認定及び清掃に関する法律	第12条の7第1項 <del>第12条の7第7項</del> の規定により、二以上の事業者による産業 廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者であることを証する。
茨城県知事 大井川和彦	
認定の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
認定番号	00801S〇〇〇〇
1. 認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
【収集運搬】（いずれも積替え保管を除く） （普通産業廃棄物）：燃え殻、汚泥※(3)、廃油※(3)、廃酸※(3)(4)、廃アルカリ※(3)(4)、廃プラスチック類※(1)(2)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず※(1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※(1)(2)、鉱さい※(4)、がれき類※(2)、ばいじん※(4) 以上16種類 （特別管理産業廃棄物）：廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）※(5)、以上1種類	
【中間処分】 焼却：燃え殻、汚泥※(3)、廃油※(3)(5)、廃プラスチック類※(3)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず※(3)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※(3)、鉱さい、がれき類、ばいじん 以上14種類 破碎：廃プラスチック類※(2)(3)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず※(3)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※(2)(3) 以上7種類	
【最終処分】 管理型：燃え殻、汚泥※(3)、廃プラスチック類※(3)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず※(3)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※(3)、鉱さい、がれ	

き類、ばいじん以上12種類

※の表示があるものは、次の各記載について「除く」の限定を受ける(記載のないものは取り扱いを含む。)

- (1) 自動車等破砕物 (2) 石綿含有産業廃棄物 (3) 水銀使用製品産業廃棄物 (4) 水銀含有ばいじん等  
(5) 別記2に記載のない有害物質を含むもの

2. 認定に係る積替えを行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類特になし。

3. 認定に係る処分の用に供する全ての施設  
別記1のとおり。

4. 認定に係る事項の変更の状況

変更年月日	変更内容	変更年月日	変更内容
			以下余白

備考

- この届出書は、変更または廃止の日から10日(登記事項証明書を提出する場合にあっては30日)以内に提出すること。
- 「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することが出来ないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること

連絡先

名称 ○○○○○○

部署名 廃棄物取り扱い部門

住所 ○○県○○市○○○○番地○○番

担当者氏名 ○○ ○○

電話番号 029-301-0000